

速記録

昭和五十七年五月三日  
第六回

口頭弁論  
公判

事件番号 昭和五十六年(ワ)第四二一〇号

証人氏

人名

今田 清

原告代理人(菅原)

証人の現在の早川書房における地位はなんですか。

SFマガジンの編集長とSFを担当して  
いる編集第二課の責任者です。

証人の経歴を大学卒業から簡単に述べて下さい。  
中央大学を昭和四六年に卒業しまして、  
それから三月ばかり日刊自動車新聞という  
業界紙に入っておりまして、その後昭和



表

半

月

四六年七月ごろに早川書房に入社して、  
十一月ごろに正社員になったと思ひます。  
そのあと、早川SFシリーズという海外作品  
を主に集録したシリーズですが、それを担当  
してあります。そのあとで早川文庫の  
SFクセクションでやってあります。その  
あと、単行本も少しずつやりながら、SFマガ  
ジンの編集長代行という形で、一応SF  
マガジンの責任者になっていゝ。

それはいつですか。

ちよつとそれが――

五二年の七月にSFマガジンの編集長代行に  
なつたのではありませんか。

そうですね。

それから、編集長になられたのがいつごろですか。

それから二年ばかりしましてSFマガジンの編集長になりました。

五年の三月から編集長になられて今日に至っているということですね。

はい、そうですね。

証人と被告堀晃との付合いと言いますか。そういうのはいつごろからあるわけですか。

僕がSFマガジンを担当する二三年前なんです。日本SF大会というのがありまして、そのときは友人に紹介されて初めて会ったくらいだと思います。

昭和四九年八月に行われた日本SF大会ですね。

ええ、そうです。

あなたはその当時、綾告の堀晃について、どういう人であるというふうには理解しておられたのですか。

その当時は僕も早川書房に入社する前からSFファンという事で、ファンの雑誌やなんかを見ておりましたので、関西方面にいらっしゃる有名なSFファンで、しかもSFマガジンにも原稿を書いたことがある人というふうには理解しておりました。

あなたとの付き合いですね。今お聞かしますと、出版関係者にあなたは自身がある以前からのお付き合いということですが、実質的な出版者と

してウ付合いはどういふ経過で進行して行つたわけですか。

具体的に堀さんと仕事ウお付合ひがあつたのは、僕がS下マガジンの担当になる前に堀さんの原稿が遅れて、それで僕が原稿を僕に取りに行つたことがあつたと思つたのですが、そのときが具体的にいつ頃かといふやうな感じが思ひます。

年号としては、いつごろという御記憶ですか。  
あわが五二年ごろなつたと思ひます。

後に提出する 甲第二〇号証の一、二を示す

「堀晃主要著作一覧表」といふことですが、これはあなたが作成したものですね。

はい。

そのころは昭和四五年ということで、「イカルス  
の翼」の虫版があるわけですから、これが最初  
の原稿ということなんですか。

ええ、商業紙では初めてです。

あなたが堀さんの原稿に関与したというのは、  
何号ぐらいからというふうには、これを見ますと、

僕があれを——たのは、この「遺跡の声」辺り  
からだったのじゃないかと思えますが。

五一年一二月号掲載のものですね。

はい。

これは、あなたは虫版社より関与したのですか。  
それとも先程の原稿のやりとりで関与したので

すか。

これは担当はSFマガジンではなかつたんですが、原稿を取りに行くように、その当時、編集長に命ぜられて、それで大阪へ原稿を取りに行くように覚えてあります。

それは、先程御証言がありまして、けれども、五一年の一月ですか。それの一月か二月ぐらい前ということですか。

ええ、そんな辺りではないかと思ひます。

あなたは、その短編集、つまり単行本を出版したというふうなうかということを、被告の堀に対して申し出たことがありますか。

それは、堀さんのお付合ひがあるようになって



堀

堀

堀

から何度かそういた話はお出ています。それで僕の記憶にある限りでは、はっきりしているのは、昭和五二年の二月ごろの手帳に、短編集の件で堀さんに電話を差し上げて、いるというふうなメモがありますので、恐らくそこら辺がはっきりしている最初じゃないかと思っています。

そのときの話というのは、あなたの記憶でいいのですけれども、虫版を向けたいという点なのか、それとも本人に心の準備を促すという意味なのか、その辺の程度はどの程度関与しているのですか。あのころですと、少なくともSFマガジンに掲載されている作品だけでは短編集は、

全部を使っても丁度なるとか単行本になる  
くらいだったわけで。恐らくそのときは、その  
準備に向けての話だったのじゃないかと思っ  
ます。

証人自身は堀さんの作家としてどういうような  
タイプの人だったというふうには理解していきな  
か。堀さんのSFというのはいわゆるハードSF  
とSFの中ではしばしば言われるのですが、  
科学的な情報を非常に巧みに使っていて、その  
イメージも非常に如何にもSFらしい内容  
を持ったものというふうには評価していきな  
か。たとえは、著作者によりますと、非常に商業的に  
も活躍なさるという方もいるわけですから。



二

毒

事

月

それと、エフ二つと著作を発表するということ方もい  
ますが、その点についてはどういふふうには理解されま  
したか。

少なくともその当時僕は堀さんの作品で  
もって、学業的に成績を上げようというふう  
な、そういうことは全く考えておりませんで、  
本当に堀さんの作品が日本のSF界で評  
価されるような、そういう態勢を作り上げて  
行きたいというふうには考えておりました。

あなたはSFマガジンの編集長代行、あるいは  
編集長という立場にいらして、堀さんが原稿を  
書き易くすると言いますか、それについてどのよ  
うな工夫をあなた自身なさっていったか、その辺

を簡単に述べて下さい。

書き易くと言いますか、堀さんの場合非常に原稿が遅筆と言いますか、書き上げるまでに非常に時間のかかる方だったので、原稿をしばしば堀さんのお宅まで伺って取りに行ったり、また堀さんのお宅へ伺っても、極端な場合、二日ぐらい出来なくて、ずっとお待ちしているという事も多かったわけですねども、そういうものが結局SFの、特にシリアスな堀さんの作品を生かすためには仕方がないことなというふうな周囲も説得を——て、堀さんの原稿を積極的に掲載して行くようにしました。



昭和五二年の七月ごろでいいのですが、SFマガジンの編集長代行をやっておられて、このころSFの分野で雑誌というのはどういう雑誌が出版されていましたか。

そのころはまた「奇想天外」誌があっただけにやなしかと思います。

あなた自身は、そのSFマガジンと「奇想天外」の二つの中で、SFマガジンの中で日本人作家をどういう形で育てて行くと言いますか、能力を展開させて行くための方針を持っていましたか。

虫来るだけとにかく掲載の機会を作っていくというのと、それからその当時は無我夢中でやっていたのですが、なるべく作品

についての意見交換を作家のほうととして  
行きながらやって行こうというふうには考えて  
います。

SFという文学のジャンルがある程度世の中に  
確立して行ったというのは、日本ではどの時代ぐらい  
だろうというふうにはあなたは理解をしております  
か。

それはやはり僕は、小松左京さんの「日本沈  
没」以降というふうには考えております。

一般的に日本人作家と言いますが、SF作家に  
ついてはあなたと比べてどのぐらいの年代の方々  
なんひようか。

読者層ですか。

読者層及び著者層でも結構です。

そうですね。僕ちよと質問の趣旨が……

いや、こういうふうに聞きますよう。若い作家の方がほかの文学のジャンルと比べて多いのですか、それともそうではないのですか。

それは圧倒的に多いと思います。

著者そうですね。

はい、著者もそうですね。読者層もそうですね。あなたは今の堀さんから関数電卓のことについて、前に聞いたことがあるといふことを述べられて、私聞いていたのですか、その辺の経緯をちよと簡単に述べて頂けますか。

それは「迷宮の風」という作品なんです。それ

で原稿がやはり遅いまりて、堀さんのお宅へ伺ったときのことであります。そのときには僕が確か夜たったと思いますが、それから書き始めるという前には、そこは関数電卓が置いてあったので、僕はそのときには、これはどのような使うものですか、というのを堀さんに伺ったら、それを使って具体的にこういうふうには小説の中で利用して行くといったことや、それから机の上には物理の参考書、そういうものを積み上げてありまして、それをまた利用して行くということを知りました。

つまり、普通の作家のいろいろなスタイルがあるわけですが、特に堀さんについては物理の本とか、

肉数電卓を使いながら、自分の著作活動を進めて行くと、そういうユニークさがあるということですね。

はい。

そういうことを聞いて、あなた自身他の執筆者の手助けと、そういうことにも役に立ったということがあるのですか。

堀さんの執筆者については、非常に僕はその執筆者の思想的なものに感銘を受けたので、ほかの作家にも大分その話をしました。それからそのやり方についてかなり他の作家に教へてもアドバイスをする上で役に立ちましたという記憶はあります。

あなた自身が堀さんとの執筆活動の中で、著者と編集者という立場でいろいろなアドバイスをする  
 こともありましたか。

ええ、それはたゞとは原稿を受取りに伺った  
 ときには、出来た原稿から数枚ずつ頂いたり、  
 そいかう最後にまとめて頂いたりするわけ  
 なんです。その最後のほうの部分でちょっと  
 加筆したほうがいいのではなからうかという  
 ことを申し上げて、タテ訂正してもらったり、  
 そういったことがあります。

甲第六号証 を示す

この手紙ですが、これはという経過で堀さんか  
 あなたの方に来たわけですか。

これは、「梅田地下オデッセイ」に關してです。  
 この中には、いろいろそのアドバイスと有難うという  
 ような趣旨のことが書いてありますが、これはあなた  
 とのやりとりの中で、こういう手紙が来たということ  
 ですか。

ええ、そうですねです。

たとえば、出版編集者と著者との間で、そういう作  
 品が完成するに至る間、こういうやりとりというの  
 は、どのくらい行われるものなんでしょうか。

そうですね。それはもう金、ギケース、バイケース  
 について、特に堀さんの場合には限って言えば、  
 割と夜に電話のやりとりで、それも私用の  
 電話ですとか、友人のうわさ話をしたり

とか、電話のやりとりが非常に多かったのて、  
そういつた際にはほとんどやっちゃってしまっただと  
いうことが多かったと思います。

堀さんは大阪にお住まいですね。

はい。

あなたは自身は会社が東京で、もちろん東京にお住  
まいですね。

はい。

そうすると、東京大阪間の電話のやりとりですか。

はい。

その度毎に作品の話題、あるいはプライベートな  
こととか、そういうときには話合ひもして行くという  
ことですか。

はい。

はい。

はい。

はい。

ええ。

ちよつと一般的なものをお聞きますけれども、たとえば本が出版される経過ですが、どういう手続でどうやって行くのか、少くも時経列的に述べて下さい。

いくつかケースがありますが、一番一般的なのは、やはり原稿をお願いして、お願いした原稿を頂いて、特に支障がなければ、それを印刷所に入れるというところで一応作業として、編集部としては一段階終了します。  
それから。

それで原稿が印刷所へ入ったあとで、あとはそれがケラに組まれて来まして、その組まれたケラを一般的には著者に見て頂いて、それ

また印刷所に戻りまして、そのあとで  
 二回が二回になるか三回になるか、場合によ  
 ては、四回、五回ということがあるのですが、  
 印刷所とケラの校正のやりとりをして、  
 それで最終的にケラの直しが十分に減った  
 というところで、<sup>費</sup>了して印刷所に印刷を  
 させるという手順になります。  
 そうすると、その間までには結構時間がかかるとい  
 うことになりますね。

はい。

印刷のことについてちょっとお聞きしますけれども、  
 印刷はあなたは通常どのくらいなんだろうというふう  
 にまず理解をしておりますか。

はい。

はい。

はい。

はい。

著者の印税は一〇パーセント、翻訳書の印税は  
八パーセントというふうです。考えてあります。  
これは、ある程度出版界の慣行的なものです。

それは、ある程度というよりも、もう確固とした  
習慣じやないかと思ひます。

著者は、そういう印税が一〇パーセントであるという  
ふうなことを、こういう機会に知るに至るものなん  
ですか。

やはり大抵の場合は、相手が素人というこ  
ろが多いのです。金く事情を知らない新人  
の場合には、相手の出版社から聞くか、た  
だS F関係者の場合、フアン時代からプロ  
の作家と付き合いがあったりします。ので、

一〇パーセントというのは割合にみんな知って  
あります。

大体話をするときも一〇パーセントということがお互  
いの前提事実となつて話を進行してゐるというふう  
に理解してよろしいのですね。

はい。

先程ちよつと聞さもうたのですが、編集長の権限  
と言いますか、その二つに付いて触れるわけですけ  
ども、たとえば堀さんの単行本を作るという場合  
にあなたとしてはどの程度まで権限を有して、  
早川書房の出版に決めるわけですか。

一応僕に任されて、出版の可否について判  
断するわけですが、最終的にはその結果

を編集会議で報告しまして、それでオーケーがあるという形をとりまします。

本件単行本化にあたってはあなた自身自分の判断で出版するというふうに判断していただきますね、  
ええ。

もちろん編集会議にのまれて出版に至っていること、  
ええ。

昭和五五年一二月に作品社という所から「エネルギー救世作戦」という単行本が出版されていますね。

はい。

「エネルギー」と「太陽風交点」とどちらが早いのですか。

「太陽風交点」のほうが先です。

この出版に關して、あなたは堀さんのほうから何か

申出を受けましたか。

このときには、まず作品社という出版社から  
シヨート・シヨート集をあげたいけれどもいい  
だろうかというふうな話をされました。

そこで、なぜいいだろうかという相談が持ちかけら  
れるわけですか。

それは、前々から堀さんのほうからは自分の  
本は早川書房以外では出版しないというふ  
うな言葉を頂いていたので、それとの関係  
だと思えます。

そして、この場合には出版に至ったわけですね。  
ええ。

それはどういう経過で出版に至ったのですか。

それは、堀さんのほうから、そういうふうなお話があったので、僕のほうは、余り虫股社を分散して出版するのはどうか、というふうな意見を言ったのですが、堀さんのほうから、その作品社の編集社の方が非常に熱心で、やはり是非共々、たりので、というふうなお話がありまして、堀さんの意志が、そういうことならば別に構わないのじゃないですか、というふうには申し上げました。

今あなたの話に、おまじた虫股社を分散させるのは、どうか、という言葉が、おまじたが、それは、どういう趣意なんですか。

それは、具体的に言いますと、僕は早川書房で

出版するというのは、堀さんにとっては非常に  
メリットがあると思います。作品社という出  
版社はSF専門の出版社とは言えないので、  
その点で売上げの点とか、読者からの注文の  
度合いとか、そういうことを考えた判断で  
す。

本作単行本の出版に至る経過について、これから聞  
いて行くわけですから、先程の証言ですと、一番  
最初の話は、五二年二月ごろからあったという  
ふうになっていきますが、その後に出版が固まってきた  
というのは、次はどの時期ですか。

最終的に内容が固まったのは、詳しい日付  
は僕は資料を持っていないので、はっきりと

したことは言えないのですが、堀さんのほうから一口編の原稿を受け取って、頂いておられますが、その少し前辺りに、その一口編で仔三つというのを決定して、その一口編を頂いたというのは、その一口編について堀さんが手を入れたものを送って頂いたという経過がありますから、その前辺りじゃないかと思えます。

堀さんのほうですでは各表済みの短編集を自分である程度手を入れて、それを早川書房のほうに送ってきたという経過ですね。

はい。

一枚目の表外に、「太陽風交点」の収録作品という  
ことで、「イカルスの翼」以降「骨折星雲」までとい  
うふうになつてゐるわけですが、大体この号が発表  
された段階ではある程度中味は煮詰まつてゐると  
いう考えてすか。

之を、ただ「骨折星雲」の場合は、最初には確か  
「秋の檻」が……。

「秋の檻」といふと。

五二年五月号の「妄想天外」に掲載された作  
品ですが、確か最初これが入つてゐたに違ない  
かと思ひます。それを「骨折星雲」が書き上  
つたところで、こちらに差し替へるようとい  
うふうな話になりまして、それで「骨折星雲」

に差し替えて、それで送って頂いた原稿を  
僕のほうにまた見せて、それで最終的に  
決定ということになったのじゃないかと思いま  
す。

そうすると、大体五三年の一月臨時増刊号、これは  
いつごろの発表なんですか。

これは九月だったと思います。

そうすると、あなたの御記憶では、いつごろまではその  
虫版が確定したと。つまり、虫版社としては虫版する  
と、著者としては虫版してもらうというふうなことの  
関係が成り立ったというふうには理解をしております  
か。

一ヶ月号の臨時増刊号の原稿を八月末ごろ

に預いて取りまゝで、それから僕自身のその増刊号の原稿の処理が終つて、増刊号をある程度発行の目算が付いた時分ですから、九月、一〇月辺りなと思ひます。

単行本については、本件訴訟では出版条件と言ひますか、そういうものが肉題になつてゐるので、そういうものについてお聞きするわけですが、まずその内容ですけれども、それは今証言のありまゝに一編について短編集を収録するということですね、  
ええ。

これは、今の証言だと、五三年一〇月までに決まつてゐると。

はい。

それから装丁なんですけれども、これはいつごろごろいう  
話が出たのですか。

装丁の話は一番最初僕のほうから他の画家  
に頼むことを、それはもう原稿を頂いた時  
から話していたのですが、確か途中で堀さん  
のほうから、やはり加藤直之さんについてほい  
というふうなお話がありまして、それで加藤  
直之さんをお願いして書き上がったという  
経過があります。

被告の主張によりますと、五四年五月八日に装丁を  
加藤直之さんというふうには話が出たというこ  
となんです  
すが、大体そのころですか。

最終決定はそういうことになるかしれません。

話しては、もっと前から出てくる。

之。

解説をたねにするという話は、どうなんですか。

解説は、小松左京さんにお願ひしたいというふうな希望が、堀さんからありまして、それで時期が金くはつきりしないのですが、小松さんが引き受けて頂けるということがはつきりして、それで小松さんにお願ひしたという経過になっています。

単行本のタイトルを「太陽風交点」にするという話が出たのはいつごろなんですか。

タイトルについては、かなりあとになって、どうに覚えておられますか。

それはどちらかう「太陽風交与」というタイトルにする  
という話が出たのですか。

これはどちらかう出たのか、僕の記憶でははっ  
きりしなりのです。

被告側の主張では、「太陽風交与」に決まると。  
つまり虫股社のほうで決めたという事で話が出た  
というふうになってゐるのですか、その点はどうですか。  
一方的に決めたということとはなかつたはずで、  
お互いのやりとりの中で「太陽風交与」というタイトル  
も決めたという事ですか。

ええ、というのは、僕がそのタイトルについて、はっ  
きり決めたという記憶がないところから考へて、  
恐らく堀さんが決めたものではなかつたかと思ひ

ます。

その程度の記憶ですね。

ええ。

印税については単行本出版に当たって特にいくつと  
するという話、特に話題にのほりませんでしたか。

印税のほうは、僕はもう堀さんが一〇パーセント  
という二点を御存じなというふうには考えてお  
りましたので、全くその話は内題にはのりませ  
ませんでした。

たとえば、堀さんのほうから、印税はいくらなんだと  
いう申分はありますか。

それはありませんでしたね。

定価についてはどういふことなんでしょうか。



定価のほうは、これは結局粗み代ですとか、それからどういったものがすべて決まらないうちに、決定出来ないので。

そうすると、極めて最後の段階で決まってくるものなという二とですね。

ええ。

それから、虫股部数はどのぐらい虫股するということ、それについてはどういう話で、なにか。

虫股部数の場合、作家の方によっては、先に決めておくケースもあるのですが、堀さんの「太陽風交点」の場合、営業的に早川書房が格別その作品でもって利益を上げようというふうな虫股ではなかつたわけ

なんで、それがあつたから、これを編集部で企画が簡単に通つたというところがあつたわけですが、そういう経過があつたもので、それから、採算のなり立つ部数というふうな形で、僕がほうは進めていきました。

虫版日については、いつまでという約束はしていませんが。

これは、具体的にはありませんでした。もちろん虫版しないというのではなくて、虫版することと前提で作業の進み具合で虫版するということですね。  
 ええ。

丙 第一号証を示す

新刊

五四年一月一日付の早川書房から校告に對して  
通知というのが出されてゐるのですが、これはどうい  
う趣旨でなされたものですか。

これはなんと言いますか、早川書房から著者  
宛てに支払われる金額の明細と、それから支  
払時期を書いたものです。

この内一号証を見ますと、最後の段階で、あなたか  
決まると言うう定価も記載してありますし、発行  
部数も記載してありますし、つまり金額として  
いくらになるのたということは計算上明解に出て  
ゐるという事ですわね。

ええ。

つまり今見やうな書類は、その出版するという契

約書に代るといふものではなけりわけです。

ええ、そうではありません。

丙一号証を見ますと、時間的に余裕がない状態で通知がとられてゐるわけですが、もしもこれが契約書にということならば、この時点から出版に取りかかて、出版することが可能ですか。不可能ですか。その時期から生じた原稿を使つてですか。

ええ。

それは不可能です。

次に、文庫本のことは聞いて行きます。文庫本の話は、証人と被告堀との間でとれたのは、いつごろからというふうには御記憶ですか。

具体的には、さういふ時期は、はっきりしない

のですが、一番最初はその単行本として出す  
ときもやはりそれは単行本にするか、文庫本  
にするかというのは、話題に上がったと思います  
で、結局これを単行本にしたという結果自体  
が堀さんの作品を虫来るだけ高い評価を  
受けるようにするたけに、まあ営業的には  
文庫でやったほうが早川書房としてはこの  
メリットが大きかったのですが、いわば堀さんの  
著作のステータスのために単行本にしたとい  
う経過があったものですから、これはそう  
あともまあ文庫の話はときたましていたと  
思うのですが、文庫心という二点を前提にし  
て考えています。

そうすると、当初の段階から、文庫本にするか、  
あるいはそうではなくて、単行本から文庫本代という  
ことにしろ、いすれにしろ文庫本の話は出ていたう  
ですわ。

ええ。

途中で二つ、三つ文庫本の話が証人から、まあ証人  
の部下になりますけれども、細井志津子さんですか、  
この人は代って行ったというのはどういう経緯があっ  
たのですか。

担当者が代ったという二つに付いてですか。

はい。

それはちょっと僕のなんと言いますか、プライベート  
トな二つに付いて、堀さんが非常に批判的で、

それで、有り体な表現を使ふは、僕と頼と合せて、  
するゝが非難に不愉快なというふうには考へ  
ておいて、それでそれを僕に言ひまゐるは、  
もので、

その担当の細井で、そういう情勢がある  
ので、直接僕が担当せずには、その細井という  
者に担当させてやつたほうが、それと「太陽  
風交点」の文庫化についてもう一度しっかり  
確認を取つておかないとまずいのではなから  
うか、というふうな話を聞かされてゐたので、  
それで細井のほうに僕の代りに大阪へ行つて  
もらうように頼んだわけです。

行つた日はいつか覚えておられますか。

一二月のリー、ちよ、とー。

昭和五十五年一二月二一日ではありませんか。

ええ、そうです。

そうしますと、証人を被告堀のほうで、~~水~~避けている  
というふうにあななが理解出来るふうになつたのは  
その時期からとわぐうい前の段階ですか。何ヶ月  
前ぐういですか。

いや、何ヶ月前というよりも一二月に入つてしほし  
く~~な~~なつてかうなと思ひます。と言ひますのは、  
その数ヶ月前まで、僕は堀さんにS下マガシ  
ンの原稿をお願ひしてやりまゐりして、堀さんの  
ほうでほかとの義理があつて、どうしても時間  
が取れないというふうな、そういう弁解を聞か

ながろ・S Fマガジンの次号予告はたけちて  
おきながろ・掲載お未なか・たケースというのは、  
二月ばかり続いたのです。それでその間僕は  
堀さんがそういうふうは考えておられるという  
ことと金く知らなかつたもので……

今証言にぬまりた次号予告で駄目になつたと  
いうのは、二の甲二の号証の二の表に載つてあります。

甲 二の号証 二を示す

これには載つてありません。

何月号かは記憶はありませんが、

「蒼ざめた目玉の馬」がぬた年ですから、五  
年の一〇月号か十一月号辺りに続けて次号  
予告だけ掲載されてあります。

つまり次号として堀見執筆の作品があるという  
記載がありながら、原稿が来ないために、次号には  
載らなかつたと、こういうことですね。

ええ。

あなた理解では、細井志津子が大阪に行く前の  
段階で文庫代の話は、あなたと被告堀との面では、  
当然の前提になつておつたわけですね。

ええ。

細井が大阪へ行きまして、あなたはこういう報告は  
も受けていますか。

それで、細井のほうがその文庫代について、スム  
ーズに行くようになったというのを報告を受  
けています。

その内容と言いますか、時期的にはいつごろとか、それについてはどうですか。

その細井が行った一二月のそのまた翌年の九月までには出版しなければならぬというふうには報告されませんでした。

それから誤植の問題がありますね。

はい。

それについてはどういう話なかに聞いていますか。

誤植については、ゲラはそれほど訂正の箇所はないので、とりあえずゲラを組んでくれというふうに言われたというふうには報告を受けております。

それから、他の出版社から出版しないという意味に

ついてはどういうふうな報告を受けていますか。

それについてには細井が堀さんのお宅に伺ったときには、そういう経緯があったもので、まずほかの出版社から出版する予定があるのかということも先に聞いたのですが、それについては全くありませんというのと、それから堀さんのほうも出版出来るかどうかについて、構わないというそういうふうな返事でした。

あなたとしては、そういう状況であるから、文庫版が進行出来るという事で、安心しておいたわけですね。  
ええ。

その後、文庫がうまく行かなくなるわけですが、その事実はあるにはどうしてわかりますか。

翌年の一月に入りまして、細井のほうに何かほかの用件で堀さんのお宅に電話したときには、徳岡書店のほうから出版するという話がある。もう出版しているというふうには言われたという報告を受けるまで。

それはいつごろですか、翌年ですか。

一月に入ってからです。

で、あなたはそれに対してどのように対処しましたか、それはついてともかくも、うちで出版するようには徳岡書店のほうを断わってもうこうというふうな方向で細井のほうにはやってもらいました。それと徳岡書店のほうには手紙を差上げて、その計画を中止して下さいという

ふうな内容のことをいーい。

それはいつごろですか。

それは全部一月二〇日前後にまとめて送って。

二〇日以降ですか。

ええ。

「梅田地下オデッセイ」が出版されてありますね。

はい。

それはいつごろですか。

二月です。

この段階のことを述べていたたきたいのですが、徳田書店側から早川書房を訪問するところのことか。

ありまーたね。

はい。

いつごろかわかりますか。

それは、こちらから先程申し上げた手紙を差上げたのは却ていうーや、たわけですから、それも一月の末だったと思いますすけれども、

五六年二月四日にはありませんか。

ああそうです。月を越していました。

そのときの話合いなんです。主はこういうことが話題になりました。

そのときには、堀さんの「太陽風交五」を出版することに決めてほーいというふうな話をされて、その間にまあロイヤリティーの支払いというふうなことで、一応見合ふものを支払うというふうな……

そういう申出があった。

はい。

それに對して、早川書房ではどのような回答を  
たわけですか。

お断わりしたわけですよ。

それで、その話は。

それで、お断わりしたわけなんですけれども、  
やはりどうしてもというお話なので、それから  
またしばらくして、とにかくまた早川書房の  
ほうにいろいろやって、それに對しての交渉が  
続けられたわけですよ。

五六年二月一七日に、証人のほうから堀さんに對  
して、文庫本を出版するのと、契約通り出版する

【一】

【二】

【三】

【四】

【五】

という電話を入れます。たね。

ええ。

そのときのことをちょっとお話願えますか。

その徳田書店の「太陽風交点」の本が出る  
という話は、夜に聴いてしまった場合のことなん  
かもその当時考えていました。たので、やはり  
早川書房のほうも虫股の準備をしなければ  
いけないのじゃないか、ということがあります  
ので、それについて堀さんに電話を入れたとこ  
ろ……。

という回答でした。

はっきり返事は頂けなかったのですが、割に  
断片的なおしやり方で、非常に困ったとい

うお話と。それから早川書房がそんな早く  
本が出来るのかというニと、あとは非常に  
ちよと語尾をはっきりさせないような話の方  
で、徳田のほうが何か言ってきたのいやない  
かな、というふうな。

つまり、自分は早川書房と文庫本の契約もした  
覚えはないと。だから出版しては困るというような  
発言もしたことがありますか。

それは全くありませんで、た。

今の証言だと、非常に困った困ったというニとで  
すか。

ええ。

その後、内容証明郵便が来ましてね。



二銭

二割

二新

之之。

甲第一号 を示す

この内容証明郵便ですが、昭和五十六年二月一九日付、内容証明郵便ですわ。

はい。

これをみますと、最初の所に、「貴兄より電話をいたしました」と、今の電話の証言のことですわ。

之之。

その内容証明郵便の一枚目の裏をみますと、補足説明をする必要があるというところで記載がありますわ。

之之。

こういう内容について、電話では明瞭な補足と言ひ

ますか、そういうものはなか、たわけですね。

その一七日は差し上げた電話では、徳岡書店との契約については話は金くおませんでた。

そうすると、明確に述べてきているのは、この内容証明郵便ですね。

ええ。

それから、再度被告から内容証明郵便が送られてくるのですが、

甲 第二号を指示

この一枚目を見ますと、返信受け取りましたという事で、この文書はあなたの方から何かあるというのですか。

乙

二

三

四

五



表

半

月

それに對してちよつとこれははつきり記憶にないの  
ですが、ただ当然あつてゐると思ひます。

二月二六日に許外のや松左京のほうかう、あなほに  
對して電話が入りましたね。

ええ。

本件に關してですな。

ええ、そうです。

どういふ電話がありましたか。

それは、堀さんの本、つまり「太陽風交点」の  
文庫を出版することに關してですが、それを  
出版をやめろというのと、この件について、  
SF作家クラブが非常にこたへてゐる  
という二つでした。

小松左京氏は、本件文庫本虫版に關していつごろから向に入つたというか、關与したのひようか。

その前には、全く關係ないという大變なんです。關与していなかつたのです。そのときの電話で結局虫版をするなということ、それからヒリあえず電話の中で、日本SF大賞という作品をあつた以上、徳間書店に對しても何か見返りがなければおかしいのにやないかというふうなお話があつたものです。やけり、これは小松さんのほうと話を合はなければならぬにやないかというふうな判断に立ちまゐつた。

【

二

三

四

五

これは早川書房のほうで作ったわけですね。

ええ。

この末尾、立会人に小松左京という記載が入って  
取りますけれども、その後には、と言いますか、奥子  
に入れてから作られた書類ですね。

ええ、そうです。

これは、という趣旨でこの書類が作成された  
わけですか。

これは、まず小松さんから電話を頂いたあと  
で、小松さんの事務所の方に僕と早川書  
房の専務が伺って、そこからまあいろいろ話  
合いがあったわけなんです。その話合いの

過程ではっきりしな面がいろいろあって、それで話合いが長引いたということもあって、それでこの三月一二日の日比谷書店、小松左京、早川書房の三者で話合いを持ちまして、最終的に書面の形になってまとめて置こうということで、この書類を作りました。

その第一項を見ますと、「堀晃は早川書房が文庫本を出版することに同意すると、第二項は株式会社早川書房に対する出版権妨害」という記載があるのですけれども、二重に契約しているのなということは、その話の話題ではどのようなにありましたか。

具体的には、その解決についてそのとき





一

妻

半

月

話合ひでは早川言房の本に附いても出版  
出来るというふうな最終的なところまで一旦  
行ったのですけれども。

つまりこの甲四号証を作るに當つて、この四号証  
を基にして更に話が進行するのがある程度  
事実が進行して、四号証で話合ひがつくのと、  
どちらのほうもが正確なんですか。

これはもうそれまでには大分話が煮詰まった  
段階で、それで最終的にこの場で決着を、  
というふうなことでやりまゐりました。

立会人として小松左京氏が入っているわけですが、  
被告の主張によりますと、調停役と言いますか、  
そういう形で交論なさつておられるのですが、あなた

の目から見てどちらの側に立っているか。あるいは金くの中立の立場だと、その辺はどのように理解しました。

正直申し上げて、堀さんの側に立って内題を解決しようとなさって、おったような印象を受けております。

それはどういう理由か、そこまではわかりませんが、

まあ、そうした印象を受けた一番大きな

契機は、一番最初に電話を頂いたときの調子が、とにかく早川書房に突っ返して出版を

やめろとか、それからS下作家クラブがた

がたがたしているというふうな、先程申し上げたようなそういう言い方で、多分に

けなされたような感じが、多分に

けなされたような感じが、多分に

【

二

【

【

【



二

書

半

月

なんと言いますか、無理矢理やめさせるという  
たようなあれを、感じたものですから。

早川書房の文庫本というのは、虫股はいつてーたか  
早川書房股の「太陽風文庫」ですか。

ええ、つまりいつでも外へ虫せると言いますか、虫股  
が虫来るといふ態勢がある程度もう虫来上が  
たというのはいつころですか。

それは二月の終りが三月の頭た、たと思いま  
す。

そのころにもはもう虫股虫来る態勢になってお  
たということですね。

ええ。

部数は何部ですか。

三万部です。

定価としてはいくらでござんたか。

三四万円です。

徳田側の文庫本の「太陽風交点」というのは、いつごろ出版されたか、記憶してありますか。

早川書房の本が出版されたと思ひますが。

そうすると、三月に入ってからですね、  
ええ。

あなたのほうで被告徳田のほうで出版権登録をしなという事実があるわけですが、それはいつごろかわかりました。

これは、その登録があったあと、もう大分先に

〇

二

三

四

五

なつてからです。

書類上によると三月二〇日には虫股権登録なんです。が、その後に知ったということですか。

ええ。

この虫股権登録ですが、早川書房では何かやっていますか。

一件もやっていないはすです。

あなたの知り得る範囲内でのことですが、虫股権登録を普通虫股社はしますか。

僕の知っている範囲では、少なくとも僕の知っている限りではありません。

最後に、虫股界の慣習ですが、著者と虫股社の方で本を虫股するという二つに別れて、契約する

うは、一般的に書面なのか、口頭なのか、それはどのようなにあらばは理解していただけますか。

少なくとも僕は、それまでは口頭で契約するものが一般的だと考えていました。

そして、口頭で出資した結果、他社には出資したようなことはついてはどうなんですか。

そういうこともあると思います。

つまり、口頭だから他社から出資しても横切ないのたという慣行なり、常識というのは、出資界にあるのですか。

それはないと思います。

甲 第七号証を示す

これは昭和五十六年四月二二日に、かんべむさしから

証人

証人

証人

証人

早川書房宛てに右記の内容証明郵便ですわ。  
ええ。

こういう通知がそろそろ来たわけですね。

はい。

これについては虫股権云々という言葉を使つてある  
のですが、普通著者としては虫股権はいかなる  
ものなにか、ある程度権利ということは別かもしね  
ませんけれども、他社から虫股出来ないのである  
ことについては理解しているのですか。

ええ、理解していると思います。

(以上 村田 淳)



(佐藤川柳集 上巻)

செ. ந. சி.

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

原が代埋入(定)

この文庫本の「太陽風」の件について  
徳問書館の早川書房の問と答の  
持たれたところをここに記す。

あ。

この「太陽風」の件も徳問書館の  
ほうを支えたりする方があったところ  
を記す。

あ。

この「太陽風」の件も徳問書館の  
ほうを支えたりする方があったところ  
を記す。

それゆえに—— 早川書房の件

その問題の解決を待つてある人は出版  
権に於ける優越權であるといふべきであらう  
といふのであるといふべきであるといふ  
のである。

それと、そのガスターライの支那の  
それと、その支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の

その支那の支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の

その支那の支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の  
その支那の支那の支那の支那の





二

三

四

五

その時よりローヤリーターをいたゞく  
も金く、承服をきかぬ。と、お断りし  
たわけです。

あなだよりほうり理解をすし、早川書房より  
出版権があつて、それを前代とした上  
でローヤリーターを申入れがあつた。さういふ  
理解してゐる。さういふことだ。

あ。

出版界にあつてローヤリーターの話、さうい  
ふ。さういふ。あなだより早川書房のはいふ理解  
したよりな形を行なわれ。いふもの。さうい  
ふ。

さういふ。あ。

と。早稲田の間にあつた。あつた。出版社と  
 単行本といふ。単行本といふ。いふ。いふ。それと  
 他社が文庫本に出す際。いふ。いふ。いふ。いふ。  
 取るといふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。  
 だ。

ローサーカー。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。  
 した。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。  
 いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。  
 いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。

いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。  
 いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。  
 いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。  
 いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。  
 いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。



読 書 所



二月

形態をとりしあるさうり、とすれ。

さうなり！

(中第のち話をもたす)

いり路をききとすれつちも えだり 集まるとち  
おとつち内容のち固まりだ 校書と 二二  
書面を作られおとつち 集まるとち 二二  
ええ。

野矢のち 二二 集まるとち 二二 集まるとち  
おとつち 二二 集まるとち 二二 集まるとち

二二 集まるとち 二二 集まるとち 二二 集まるとち  
二二 集まるとち 二二 集まるとち 二二 集まるとち  
二二 集まるとち 二二 集まるとち 二二 集まるとち  
二二 集まるとち 二二 集まるとち 二二 集まるとち

[illegible]

正訂  
 所  
 訂  
 正

とて、まず、さういふ面所をあらわす。

ええ。

で、さう弁護士や先生同様にあらわす。

ええ。

と、さう最終的にあらわすから、さういふ

裁判になつてしまつたわけですね。

ええ。

さういふ所も同じだつて、さういふところから、さういふ

ところから。

さういふ問題を、さういふところから、さういふ

う前提をもつて話を進めたいわけですね。

さういふところ、それが、突然、今日新聞

に、さういふ扱われるところ、事態をあらわす

し。それな。もう。早川書房（ぼろ）  
のちとて読事は一かめに流されたそ  
ういふ理解をもつていたわけだ。こ  
す。それな。これらに表されまし  
た以上、ちゃんと、ミューズは解決は  
無問題で済んだらいい。これは、こ  
ういふ一かめに判断した方がいいとも  
う。それな非常に出版界も注目する問題  
になつてしまつて、結局、おれ地獄（無）  
だつてしまつた。さういふ流れ  
が、この田舎をわく。

市同、公表されまして、たゞて諒會、9余  
地、無くだんじ、をみすけれも、う



スズ。

・ルウ ノミ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ  
諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ

ルウ ノミ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ  
諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ

ルウ ノミ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ  
諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ

ルウ ノミ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ  
諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ 諸君ニハ





二 表

中

月

はい、取材が最初にいまだくしゃぶが  
るばかりで、いまだにきつていなくて、  
あ。

それと、信義に及ぶものさへ、かゝる  
詩人、作家、思想家とあるさへ、判断が  
くだらなく、さへ。  
ええ。

(甲斐ノオホシロ、イサナノオホシロ)

昭和五十六年、イサノオホシロ、  
「梅田地下オホシロ」  
と、いふ、さへ、早川書房より文庫本が  
あつた。

ええ。

この梅田地下オホシロは、当初から文庫本と

契物なんぞくさしやうか。

ええ、これはさうです。

単行本なしとてうそをいふね。

ええ。

ふ、これはさう文章本や太陽風交点に  
て手にかました交点の発刊されたるわ  
いすね。

ええ、さうです。

あ、手にかましたとてうそ、さういふ  
はすはさなだいのとてうそ、若やうとうかに  
あつた交点の発刊されたるさうさうい  
う誤解があることいふね。

ええ、さう梅田町下オダマイトにては



一

蔵

町

所

たまたま出版の時期がその呼点に  
つたところだ。

それと、この梅田のトオチの、その呼点に  
つたところだ。それと、その呼点に  
つたところだ。

ええ、これも、その呼点に  
つたところだ。それと、その呼点に  
つたところだ。

それと、その呼点に  
つたところだ。それと、その呼点に  
つたところだ。

ええ、さういふことを思っています。

印税を支払うのは大体、いつか行なわれよう  
だ。

おっと、それは具体的にいつか決まらぬ  
積算部なものでございませう。

うなづいても答へようございませう。

ええ、早く書庫の印税を支払うことに  
入りたいが、いまは、一月刊の雑誌は、  
四月一日にやなうと決まっております。  
そのころ支払われるとあると、うなづか  
ええ。

おっと、理直しのことは、この裁判になつたら  
な庫本の太陽風光と、出版にないものと

裁判所



(四) 煤 / 泥 灰 土 灰 土

( $\text{A} \text{ B} \text{ C} \text{ D} \text{ E} \text{ F} \text{ G} \text{ H} \text{ I} \text{ J} \text{ K} \text{ L} \text{ M} \text{ N} \text{ O} \text{ P} \text{ Q} \text{ R} \text{ S} \text{ T} \text{ U} \text{ V} \text{ W} \text{ X} \text{ Y} \text{ Z}$ )

永はくはくす。

[illegible]



さへいり内各証明に於ていへるやうな事  
 れども、あなただけ 和井さん、昭和五  
 年十一月一日、和井さん、文庫本の太陽  
 風えきにいへる出版確證をすものといふ  
 ことだといへるも、そのまゝに文庫本太陽風  
 えきの出版時期にいへるやうな  
 報告も受けておられます。

それは昭和五年の九月あひだの出版です  
 いた内容です。

さうすると、九月のころからさへいりうへはだく  
 九月あひだの出版もすめ、それな、翌年入る  
 うちそれなころからいへる出版時期  
 さへいりうへです。



蔵 司 所

ええ、さういふことです。  
その間は同様にふたつあせられ。

同様にあせられ。

それ、あなたと私は、関係について補足  
して伺いますけれども、え、横へんは、  
は、理さん、あなたとは、るに、同士の、は、  
所から始まったと、いふことですね。

ええ、さうです。

その付合ひ、ふすけれど、  
と、それ、  
な、た、  
へ、  
深、い、人、間、の、な、た、  
通、信、の、機、果、  
と、  
は、  
大、体、  
さ、う、  
い、ふ、  
こ、と、  
な、  
ら、  
し、  
ま、  
す、  
か、  
。

[illegible]



さうしたうたが、大分あつた。たうた、  
 やつ。文の同士の、たうたは同じ  
 仕事といふが、輪果と昔と、昔と、  
 関係の仕事をして、たうたといふ、  
 といふ者えつた。

さうする、さう付合ひ、さういふ、  
 なる昔者と輪果と昔といふ、  
 といふを越えた付合ひ、さういふ、  
 といふ、さうする。

ええ。

さうする、例え、さういふ、  
 例え、さういふ、さういふ、  
 し、さういふ、さういふ、

是將ちろりのほふふしな。

ええ、税関、埋蔵金に非常にS.F.が  
 多いことも多い。それと、たまたま  
 だれにやら、それとやら、は、のり  
 した。是時、あるたまたま、さ  
 ら、たまたま、は、さ、は、は、は、  
 場合、東橋が非常に、さ、それ、  
 大阪へ東橋へも、さ、は、は、は、  
 だ、だ、さ、は、は、は、は、



ええ、そのころはくも編集者として非常に  
駆出しみたりな所がありました。同じ  
ころに大阪とかんぽをさしすへがたはローリー  
それと、堀江と非常に仲良くお付合  
いしてゐるころに、いふこともあつた。著者  
家のSFとかここを巻きの「年表」にして  
集まつてやつた。何となくお集り整まつ  
てゐますか。そうして、著者が出来た、あ  
る時期だとして。

[illegible]

版よふ。……いゝ。……さう。……  
 はあ。……同世代の……作家……  
 ひは……

……に原稿も……  
 ……  
 ……

……  
 ……  
 ……  
 ……  
 ……

……  
 ……  
 ……

[illegible]

うすもろ、  
と付合ふ。さへあらず。  
さへり。なむ自然に。



二 書

半

月

深くなるしづりをしてすね。

ええ。まあ。そのうちは、はい、うう、はい、  
自身、友人の家へ遊びに行くと、うう、うう、  
か、え、時、か、か、か、か、か、か、か、か、か、  
え、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、  
迎えて下さった、う、う、う、う、う、う、  
います、う、う、う、う、う、う、う、う、  
か、か、か、か、か、か、か、か、か、か、  
いた、う、う、う、う、う、う、う、う、  
堀ま、う、う、う、う、う、う、う、う、  
おられたわけですね。

ええ。

ふ。結婚してやめられた。

一、さういふ理由で、奥の山に、  
 すゝさゝいふ山に、あなただけ、若干、  
 山に、いふ山に。

श्री

所



さうして仲よくある例えは、次のOFFの間に  
に、さうしてさうしてさうしてさうしてさうして  
は、あんなにさうしてさうしてさうしてさうして  
と頼むと大体、さうしてさうして、それによ  
それをいふとさうしてさうしてさうしてさうして  
とあれなれば決まうといふとさうしてさうして。

ええ、大体さうして仕事はさうしてさうして  
電話と済むとさうしてさうしてさうしてさうして  
さうしてさうしてさうしてさうしてさうしてさうして。

と、さうしてさうして仕事以外にさうしてさうして  
さうしてさうしてさうしてさうしてさうしてさうして  
さうしてさうしてさうしてさうしてさうしてさうして  
さうしてさうしてさうしてさうしてさうしてさうして  
さうしてさうしてさうしてさうしてさうしてさうして  
さうしてさうしてさうしてさうしてさうしてさうして

2. 1st 原稿もこの日までに集まらず、  
詰りS.H.マが二の原稿をよめ集めていたと  
うに思ひ込んでいます。

ええ、そうです。

と、その中では原稿料の幾いふか、その二の詰  
り、その別は替りを出して、とていふ、未  
だこの二の詰りも載せたといふ、その二の形  
と口述の詰り進んない、たゞ二の詰りです。

ええ、雑誌の二の詰り原稿料の詰りだ  
いふは、出ませんとした。

それ、その二の詰り、たゞ二の詰りです。

ええ。

それ、その二の詰り、太陽風ええ、その二の詰り



蔵

司

新



いつも大体、そのよりな形を語を注ぐといふた  
と、ノ、いふに、お伺い、して、まうして、とす。

その、とす。結局、留折留折、と、作  
して、最終的に作品、の、う、に、た、と、  
決まる、ま、年、あ、り、な、い、と、い、う、  
打合せ、し、な、ら、餘、り、を、作、つ、つ、た、と、  
感、し、な、く、と、す。

と、大体、一、〇、篇、は、と、載、つ、つ、ま、う、と、す、と、  
え、え、。

それ、に、つ、つ、め、あ、ら、な、い、と、い、う、の、ま、う、と、す、と、  
し、な、ら、な、い、と、載、せ、な、ら、な、い、と、い、う、と、  
う、し、な、ら、な、い、と、作、つ、つ、た、と、い、う、と、  
と、す、と、。

ええ、そうです。

それと、骨節屋を大体、五三年一〇月、臨時  
時報刊行に載せよう。

ええ。

これに替えるところ、一、二、三、

た。は決ま、たところ、をすね。

ええ。

それが大体、五三年九月から一〇月、に、  
う、う、と、したね。

ええ。

ふ、う、後出版の大体、一年、く、あるわ  
け、をすね。

ええ。



一 読 明 新



年々暮れにアガサクリスティーヌアーサー  
 の書ありまして それをこの特別に出版  
 しださればよいなり 本もあつてました  
 して 早く書物うはうすれば何となく  
 だ... 諸君 早く書物のキャパニター  
 をおだり オールした状態に作業を  
 進めたいやうなわけなんです。 それ  
 へ、おまじつてつておやう... そへ  
 ったキャパニターを越えたように状態に  
 作業する場合は 編集者同様に 読む  
 はまた、別の社会的なことも 受ける  
 して だつていふうして 御ふてあつて  
 へ、そのうちおまじつても 御高う



一

蔵

司

所



見た。客の。パイするものなり。利益をあふれる  
ものなり。ゆゑに。その。点。はい。か。ふ。し。やう。か。、。その。当  
時の。予測。として。

樂

[illegible]

初より我々二人は、一氣に売れると。  
うゝうゝは、あゝ、きえにせよと。たふ

ふ、その後は一年間 産入の量は増え  
あった（？）と云うけれども、

(甲第ニ〇号ニモ示す)

一九〇五年が二二と連続したるもので、  
五年四月・三月・四月号、それから九月  
号とすゝ、大体、これ四本ぐらゐるわ  
とすね。

ええ。

ふ、この原稿を野村にいらして、なぐさすゝと  
埋まらぬしむ会、といふところ、趣旨が、  
ちがふ。

これは直接お金、いふたのは、明治十  
年の「ローマ」の雑誌の、その、

「歌」

「歌」

「歌」 五三二年の暮れのころ

「歌」

「歌」 太平洋風光の單行本

「歌」

「歌」

「歌」

「歌」

「歌」

「歌」

「歌」

「歌」

「歌」

歌

歌

歌

(歌)



と、堀さんのほうから遅れようから出版が遅いから、ううしーと云う。そういふ場合は一度もなかったわけですね。

ええ。あーませうでした。

まだううしーからううしー遅れたこととして説明なさいと云うところですね。

ええ。

ふ。10月に発刊されたときはまだなにも遅延してはいなかったわけなんですか。

その時期は堀さんの何度かううしー、ううしー、ううしー、ううしー、具体的にいうところにはありません。

ううしー発刊された後にううしー、例えは、理

裁 所



それから、エネーガー新工作戦の関係をすけれ  
 とも、エネーガーのまなびをせつと相違へてはな  
 らば、エネーガーのまなびをせつと相違へてはな  
 いも、エネーガーのまなびをせつと相違へてはな  
 早い書物とヤリヤリ、エネーガーのまなびをせつと  
 あつたことと、エネーガーのまなびをせつと相違  
 大伴、エネーガーのまなびをせつと相違へてはな  
 といふことは、エネーガーのまなびをせつと相違

野村のまなびをせつと相違へてはな  
 といふことは、エネーガーのまなびをせつと相違  
 の作品を、エネーガーのまなびをせつと相違へてはな  
 といふことは、エネーガーのまなびをせつと相違  
 といふことは、エネーガーのまなびをせつと相違



読

可

斤

なによりも、た時がたけしとて、太陽  
風えよ出版されたところ、これ  
みたり、なものと一語、とて、く、目か  
は早に書房より、たけし出版するものな  
形、やういふ、たけし、とて、く、目か  
むと、たけし、とて、く、目か  
思ふます。

そう、たけし、とて、く、目か  
いふ、たけし、とて、く、目か  
か、それ、とて、く、目か  
ね。

ええ。

(はなれ、たけし、とて、く、目か)

(以上 持木 明)

東京地方裁判所民事第二部

裁判所書記官

村

淳一

田村

裁判所書記官

持

木

明

田村

裁

明

所